

記 録

文書番号	S C J 第 26 期 080915-26340800-046
委員会等名	史学委員会文化財の保存と活用に関する分科会
標題	文化財の保存と活用に関する課題と展望
作成日	令和 8 年（2026 年）9 月 15 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議史学委員会文化財の保存と活用に関する分科会の
審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議史学委員会文化財の保存と活用に関する分科会

委員長	松本 直子	(第一部会員)	岡山大学文明動態学研究所教授
副委員長	宮路 淳子	(連携会員)	奈良女子大学研究院人文科学系教授
幹 事	辻田淳一郎	(連携会員)	九州大学大学院人文科学研究院教授
幹 事	松田 陽	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
	越智 敏裕	(第一部会員)	上智大学法科大学院教授／弁護士
	川嶋 四郎	(第一部会員)	同志社大学法学部法律学科教授
	芳賀 満	(第一部会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
	臼杵 勲	(連携会員)	札幌学院大学人文学部人間科学科教授
	内山 幸子	(連携会員)	東海大学国際文化学部地域創造学科教授
	恵谷 浩子	(連携会員)	国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長
	大久保 徹也	(連携会員)	徳島文理大学文学部教授
	奥村 弘	(連携会員)	神戸大学理事・副学長
	菊地 芳朗	(連携会員)	福島大学人文社会学群行政政策学類教授
	貴志 俊彦	(連携会員)	ノートルダム清心女子大学国際文化学部嘱託教授
	岸本 覚	(連携会員)	鳥取大学地域学部教授
	佐藤 宏之	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科次世代人文学開発センター特任研究員
	佐藤 義明	(連携会員)	成蹊大学法学部教授
	關 雄二	(連携会員)	国立民族学博物館特定教授・名誉教授
	瀬谷 愛	(連携会員)	国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館学芸部特別展課長
	林部 均	(連携会員)	国立歴史民俗博物館研究部教授
	平澤 毅	(連携会員)	文化庁文化財第二課主任文化財調査官（名勝部門）
	福永 伸哉	(連携会員)	大阪大学特任教授

1 はじめに

文化財は、過去の人間活動と自然環境の変化を伝える学術資料であると同時に、人々の記憶、地域のアイデンティティ、世代間の対話を支える社会的基盤である。その保存は、物件を現状のまま固定することだけを意味しない。調査研究によって価値を明らかにし、その成果を社会と共有し、地域の変化に応じて継承の方法を更新し続ける営みを含む。また、その活用は、保存に従属する付加的事業でも、観光振興のための消費でもなく、文化財の価値を社会の中で持続的に生成し、次世代の保存を可能にする過程として位置付ける必要がある。

第26期の本分科会は、人口減少、少子高齢化、気候変動、自然災害の激甚化、自治体の財政・人員制約、文化財を専門的に学ぶ若者の減少など、文化財を支えてきた制度と地域社会の双方が大きく変化しているとの認識から審議を開始した。過去の意思表示の成果と残された課題を確認し、文化財防災、法制度、地域人材育成、研究と行政の関係、SDGs及び市民参加について、委員及び参考人の報告を基に検討を重ねた。

本記録は、各論点について分科会として統一的な政策提案を示すものではない。第26期に共有された問題認識と議論の到達点を整理し、公開シンポジウムでの社会との対話及び次期以降の検討に資する基礎資料とすることを目的とする。

2 第26期における審議の経過

(1) 活動方針の設定

第1回分科会（2024年3月11日）では、松本直子を委員長、宮路淳子を副委員長、辻田淳一郎及び松田陽を幹事に選出した。人口減少や気候変動が進む社会において文化財をめぐる状況の改善にいかに関与できるかを中心課題とし、過去の成果と課題を共有しながら、多様な専門分野から問題提起を行う方針を確認した。

(2) 過去の意思表示、地域歴史遺産、文化財防災

第2回分科会（2024年9月20日）では、福永伸哉委員が「文化財分科会のこれまでの意思表示といくつかの課題について」と題して、第22期以降の提言・見解・報告を振り返り、埋蔵文化財専門職員の配置、文化財防災、地域社会と文化財の関係など、継続して検討すべき論点を整理した。過去の意思表示を発出して終わりとせず、その後の制度・社会状況の変化と実効性を検証する必要性も示された。

奥村弘委員は「地域歴史遺産と災害文化」と題して、指定の有無にかかわらず地域で受け継がれてきた資料・建造物・記憶を地域歴史遺産として捉え、平時から所在把握と人的ネットワークを形成することの重要性を報告した。災害時には個々の文化財だけでなく、それを支える地域社会も被災するため、救出・保全を復旧・復興と結びつけ、災害経験そのものを地域の歴史として継承する視点が必要であることが指摘された。

菊地芳朗委員は「文化財分科会第25期『見解』における文化財防災項目の意図とその課題」と題して、2023年の見解「地域社会の継承・発展を支える文化財保護のあり方につい

て」に盛り込まれた防災関係の記述を説明した。その上で、文化財防災を文化財行政内部の課題にとどめず、国・自治体の防災政策や地域防災計画へ接続すること、災害前の備えと広域的な支援体制を強化することが今後の課題であるとした。三報告を踏まえ、従来の検討を継承すべき領域と、社会変化に応じて新たに掘り下げるべき領域を整理した。

(3) 文化財保護をめぐる法制度

第3回分科会（2025年3月11日）では、貴志俊彦委員が「東アジアの文化財法の現況」と題して、中国、香港、韓国、台湾の法制度の近年の動向を比較した。中国の文物保護法改正とデジタル遺産への対応、香港の無形文化遺産の調査・認定、韓国における「文化財」から「国家遺産」への概念転換、台湾における多元文化の尊重と市民参加の促進などが紹介された。ユネスコ等の国際的枠組みの影響を受けつつ、各国・地域が保護対象と制度理念を拡張していることが示され、日本の制度を国際比較の中で捉える必要性が確認された。

越智敏裕委員は「文化遺産と環境法」と題して、鞆の浦埋立て差止訴訟をはじめとする環境訴訟の経験を踏まえ、歴史的景観や建造物の価値が法的にどのように扱われるかを報告した。歴史的建造物が失われる背景には、現行制度が経済合理性や開発利益を強く反映する構造があるとして、登録を所有者の申請だけに依存しない制度や、歴史的建造物の保存を促す都市計画・建築規制上の仕組みなど、環境法と文化財保護法を接続する可能性が提示された。

川嶋四郎委員は「文化財保護における司法的救済の限界と一市民の展望」と題して、国民が文化財を享有する利益が理念として認められていても、裁判上、保護されるべき具体的権利性や原告適格（訴訟における正当な当事者〔原告〕となり得る資格）が認められにくい現状を報告した。環境権をめぐる議論とも対照しつつ、司法的救済のみでは文化財保護に限界があり、文化財の価値を理解し支持する市民を増やすこと、政策形成への参加経路を広げることの重要性を指摘した。

以上の報告を通じ、文化財の公共的価値を法制度上どのように保障するかが共通課題として浮かび上がった。

(4) 分科会の役割、地域連携、人材育成

第4回分科会（2025年9月16日）では、松田陽幹事が、第22期から第26期までの活動を振り返りながら、日本学術会議及び文化財分科会の役割と限界を報告した。文化庁等の行政機関に設置される審議会との役割の重なり、意思表示の査読過程と発出後の社会的影響の把握、分科会活動の期を越えた継続性が論点とされた。その上で、行政委員会では設定しにくい領域横断的課題を扱い、学協会・行政機関・大学等と連携し、シンポジウム、出版、アーカイブ等を通じて長期的な影響を残すことが学術会議分科会の役割として提示された。

宮路淳子副委員長は、地域における文化財保護と人材育成について報告した。文化庁が公表した各地の取組を検討し、市民の協力、専門家との連携、保存団体等の構成員の確保、専門技術の不足、継承のための資金確保を共通課題として整理した。さらに奈良県等の事例を基に、大学、自治体、文化財関係機関を結ぶ地域連携プラットフォームと、現職の文化財担当者を対象とする大学レベルの履修証明・リカレント教育の取組を紹介した。討論では、専

門職員の育成だけでなく、地域住民の文化財保護への理解と参加を高める必要性、考古学等を学ぶ学生の減少と専門職のキャリア形成、人口減少・気候変動・防災を横断する課題設定が議論された。

(5) サステナビリティ、研究と行政、若い世代との対話

第5回分科会（2026年3月17日）では、文化財の保存と活用をめぐる喫緊の課題を検討するため、有識者として星野有希枝氏及び岡村勝行氏を招へいし、報告を受けた。星野氏は、文化遺産と持続可能な発展の関係について、SDGs、G20、COP等の国際的議論を紹介した。日本の文化財政策では、持続可能な発展が長く環境政策を中心に理解され、文化財行政が他の政策領域と接続しにくかったことなどから、両者の関係が十分に意識されてこなかったと分析した。その上で、2018年の文化財保護法改正により制度化された文化財保存活用地域計画は、環境・社会・経済の各側面を視野に入れ、文化財政策を防災、教育、福祉、地域振興等と結び付ける可能性を持つと報告した。

岡村氏は、日本の埋蔵文化財行政における調査研究の位置付けについて、都道府県の文化財保存活用大綱等の比較を基に報告した。島根県や福岡県のように調査研究を明確に重視し、その成果を展示・公開へつなげる地域がある一方、行政の総合化の中で研究への言及が弱くなる地域もあり、研究を個人の活動として忌避する傾向が文化財の価値解明と活用の発展を妨げると指摘した。埋蔵文化財センター・博物館・大学の共同、専門人材の育成、調査—研究—展示・公開の循環を組織的に保障する必要性が提起された。

両報告を受け、平澤毅委員から文化財保護制度の歴史的経緯と地域計画の意義・課題について補足があり、地域計画を他分野との連携の入口としつつ、計画論としての質と実効性を高める必要性が指摘された。松田陽幹事からは、「持続可能な発展のための文化財保護」と「文化財保護そのものの持続可能性」を区別して検討する必要性が提起された。芳賀満委員からは、イタリア憲法やG7アカデミーの議論を含む国際的動向が紹介され、防災政策に文化財の視点を組み込む重要性が指摘された。討論では、行政と研究の連携、SDGsと地域計画、文化財防災、地域社会との双方向的な関係を公開シンポジウムの柱とし、高校生・大学生を含む若い世代との対話を通じて、その意見を今後の検討に取り入れる方針を確認した。

3 文化財の保存と活用をめぐる主要課題

(1) 人口減少がもたらす地域の継承基盤の弱体化

人口減少と少子高齢化は、文化財の所有者、保存団体、自治会、祭礼の担い手、地域資料館の支援者など、日常的な継承を支える人々の減少として現れる。同時に、自治体職員の削減や組織再編により、文化財担当者が広範な業務を少人数で担う状況が進む。文化財が多数存在する地域ほど管理負担が重くなる一方、人口や税収の減少に応じて資源配分が縮小するという逆説が生じている。

この課題に対しては、指定・未指定、所有主体、行政区分ごとに分断された対応を改め、地域に存在する多様な文化的資源を把握することが出発点となる。ただし、地域総体を対象とすることは、保護の優先順位を曖昧にすることではない。学術的評価、毀損・散逸の危険

度、地域にとっての意味を可視化し、限られた人員と財源の中で、何をどのような方法で継承するかを検討する必要がある。

(2) 専門人材の不足と知識・技術の継承

文化財保護は、発掘調査、保存科学、建築、文献史学、民俗学、自然科学、デジタル技術、法務、地域調整など、多様な専門性の協働によって成り立つ。しかし、考古学等を学ぶ学生の減少、専門職採用の不安定化、短期的な配置転換、現場経験を継承する機会の不足が重なり、制度を運用する基盤そのものが脆弱化している。人材育成を新規採用者の確保だけに還元せず、現職者の継続教育、大学と自治体の共同研究、広域的な専門家ネットワーク、市民の学習機会を組み合わせることが必要である。

特に重要なのは、行政担当者の研究活動を個人的関心として周辺化しないことである。調査資料を整理し、比較し、歴史的意味を明らかにして公表する研究は、指定、保存措置、展示、教育、観光利用の根拠を形成する。研究を抑制したまま活用のみを促進すれば、文化財の価値に関する理解が深まることがなく、地域間格差も拡大する。調査—研究—保存—公開—社会からのフィードバックという循環を、職務と組織評価の中に明確に位置付ける必要がある。

(3) 災害・気候変動と文化財防災

地震、津波、豪雨、洪水、土砂災害、火災等は、文化財そのものだけでなく、台帳、収蔵環境、アクセス道路、地域コミュニティを同時に損なう。さらに気候変動は、極端現象の頻度と強度、温湿度、植生、害虫、海面上昇等を通じて、従来の保存環境を変化させる。災害後の文化財の救出だけでなく、平時の所在把握、リスク評価、デジタル記録、避難・応急措置計画、資材・人材の広域連携等を一連の政策として整備しなければならない。

本分科会では、防災政策の制度設計段階に文化財の視点が十分組み込まれていないことへの懸念が示された。文化財防災を文化行政の内部課題にとどめず、国及び自治体の防災計画、土地利用、流域治水、気候変動適応、復旧・復興政策に位置付けることが必要である。また、人文・社会科学の研究者と文化財専門職が防災分野の学術連携に参加し、人命尊重を最優先としつつ、地域の記憶と復興を支える文化遺産の役割を具体的に示すことが求められる。

(4) 法制度、司法的救済、市民参加

文化財の価値は所有者の私的利益を超えて社会に共有されるが、その毀損を防ぐために市民が法的手段を用いようとする場合、最終的な保護手段である民事訴訟（行政訴訟も含む）における原告適格や保護される利益の捉え方が壁となることがある。経済合理性や開発利益が制度上明確に計量される一方、景観、歴史的環境及び地域の記憶が訴訟上保護されるべき法的利益として十分に位置付けられない場合、保護は個別の所有者や行政判断に依存しやすい。登録・指定の申請、情報公開、計画策定への参加、異議申立て等について、市民がどの段階で関与できるかを検討する必要がある。

東アジア諸地域の制度は、保護対象を有形・無形・景観・デジタル等へ拡張し、多元的な

文化の尊重や市民参加を取り込む方向を示している。制度の単純な移植はできないが、日本においても「文化財とは何か」「誰が価値を認定し、誰が継承の責任と権利を持つのか」を問い直す比較材料となる。文化財概念が政治的な選別や排除に利用され得ることに注意し、専門的判断の自律性、手続の透明性、多様な当事者の参画を保障する必要がある。

(5) SDGs と文化財保存活用地域計画

国際的には文化遺産が持続可能な発展と結び付けて論じられてきたが、日本では文化財政策と環境・社会・経済政策の接続が必ずしも十分ではなかった。文化財保存活用地域計画は、地域の文化財を総合的に把握し、関係部局・所有者・住民・研究機関の役割を調整する枠組みとして、両者を接続し得る。防災、教育、福祉、まちづくり、観光、環境保全等の計画とうまく整合させることができれば、限られた資源の有効利用と政策効果の相乗化が期待できる。

しかし、文化財をSDGs達成の手段としてのみ扱えば、短期的な経済効果や分かりやすい物語が優先され、複雑な歴史や少数者の記憶が捨象されるおそれがある。「持続可能な発展のための文化財」と「文化財保護そのものの持続可能性」を区別しつつ、相互に支える仕組みを設計する必要がある。地域計画の評価では、計画の策定件数ではなく、調査研究の質、住民参加、部局間連携、予算、人材、災害対応、定期的な見直しが実質的に機能しているかを検証すべきである。

(6) 保存と活用を媒介する調査研究

保存と活用はしばしば対立するものとして語られるが、両者を媒介するのが調査研究である。何が重要か、どの部分が脆弱か、どのような歴史を語り得るかが明らかにならなければ、適切な保存も責任ある活用もできない。研究成果を展示、学校教育、地域学習、デジタル公開へ展開し、そこで得られた新たな問いを研究へ戻す循環が必要である。研究を重視する自治体では、調査成果の刊行と展示、市民への還元が連動しているとの指摘があり、こうした仕組みを個人の力量だけに依存させず制度化することが課題となる。

デジタル化は、情報へのアクセス、災害時のバックアップ、分散する資料の再統合に寄与する一方、データの標準化、長期保存、著作権・個人情報、真正性、更新責任、デジタル格差といった新たな課題を生む。デジタル記録を現物保存の代替とせず、現物とデータの双方を維持し、作成過程・典拠・不確実性を検証できる形で継承することが必要である。

(7) パブリックアーケオロジーと若い世代の参画

文化財を将来に継承するには、専門家が価値を説明し市民が受け取る一方向の関係から、地域住民、所有者、学校、若者、観光客等が問いを持ち寄り、調査・解釈・活用の方法をもに考える双方向の関係へ進む必要がある。これは専門性を相対化することではない。むしろ、学術的根拠を明示しつつ、異なる経験や価値観がどのように文化財の意味を更新するかを検討する営みである。

高校生・大学生は、文化財政策の将来の受益者・担い手であるだけでなく、現在の意思決定に参加する主体である。進学・就職先としての文化財分野を紹介だけでなく、保存の

優先順位、観光利用、防災、デジタル公開等の実際の課題について発言できる場を設けることが重要である。若者の参加をイベント時の象徴的な登壇に終わらせず、学校・大学・博物館・自治体の継続的な協働へつなげる仕組みが求められる。

4 今後に向けた展望

(1) 地域単位の「文化財継承エコシステム」を形成する

行政部局、大学、博物館・埋蔵文化財センター、所有者、保存団体、学校、企業、NPO、市民を結ぶ常設的な連携基盤を地域ごとに整える必要がある。単発の事業協力ではなく、文化財の所在・状態・価値・リスクを共有し、調査研究、人材育成、防災、公開、資金調達を協働で担う仕組みとする。都道府県は市町村間の専門性格差を補完し、国は標準、財政支援、広域災害時の調整を担うことが望まれる。

(2) 人材政策を採用・研修・研究・キャリア形成の連鎖として設計する

専門人材の育成には、大学教育、採用、初任者研修、現職教育、共同研究、成果発表、管理職へのキャリア形成を連続したものとして設計する視点が必要である。自治体と大学による履修証明・リカレント教育、複数自治体による専門職の共同利用、若手が調査研究成果を発表できる機会、専門職間の異動・交流を拡充する。市民向けの基礎教育も同じ基盤に位置付け、専門家と市民を分断しない知識継承を目指すべきである。

(3) 防災・気候変動政策に文化財を主流化する

文化財防災を中央・地方の防災計画に明記し、文化財部局が防災、都市計画、河川、環境、消防等の部局と平時から協議する仕組みが必要である。災害種別ごとのリスク評価、優先救出対象、連絡網、応急保全資材、訓練、データバックアップを整備し、地域防災訓練にも文化財を組み込む。気候変動適応計画との連携により、中長期的な保存環境の変化を監視することも重要である。

(4) 法制度と政策形成への市民参加を検討する

文化財の公共的価値を実効的に保障するため、登録・指定の提案、計画策定、開発との調整、情報公開、紛争解決の各段階における市民参加の在り方を検討する必要がある。環境法、景観法、都市計画法等との接続を強め、文化的価値を社会的利益としてどのように評価するかについて、法学、歴史学、考古学、建築学等の共同研究を進めることが望まれる。

(5) 地域計画を実施・評価・更新の仕組みとして機能させる

文化財保存活用地域計画を、文化財一覧と事業予定の集積にとどめず、課題の優先順位、担当主体、財源、成果指標、見直し時期を明確にした実施計画とする必要がある。評価指標には来訪者数や経済効果だけでなく、資料の保存状態、調査研究成果、住民の参加、多様な歴史の包摂、災害対応能力、人材の継承を含めるべきである。優良事例と失敗・停滞事例の双方を共有し、地域間で学習できる仕組みが重要となる。

(6) 領域横断的な連携と長期的視点に立った論点形成を重視する

文化財行政の個別施策は行政機関の審議会等で検討される一方、日本学術会議の分科会には、個別制度を超えて、人口減少、気候変動、防災、持続可能性、権利、人材育成といった領域横断的課題を学術的に結び直す役割がある。学協会、行政機関、大学、地域社会と連携し、シンポジウム、記録、データ、教育資源を継続的に蓄積することで、期を越えた議論の基盤を形成することが期待される。

5 若い世代との対話を取り入れるための公開シンポジウム企画

本分科会は、第26期の審議で明らかになった課題を専門家内部の議論にとどめず、文化財の将来を担う若い世代との対話に開き、その意見を分科会の検討に取り入れる場として、期をまたぐが、2026年10月25日に奈良女子大学及びオンラインで公開シンポジウム「文化財の未来をつくるのは誰か—SDGs、地域、防災、キャリアー」を開催する予定である。文化財を学術資料であると同時に地域の記憶を支える社会資源として捉え、研究、保護、防災、人口減少、SDGs、パブリックアーケオロジ、文化財に関わる仕事を上げる。高校生・大学生を全体討論に迎え、文化財の価値と継承の責任を誰がどのように担うのか、また若い世代が文化財にどのような意味と将来可能性を見いだすのかについて、研究者・実務者・市民とともに考える構成としている。

6 おわりに

第26期の審議を通じて明らかになったのは、文化財の保存と活用の課題が、文化財制度の内部だけでは解決できないということである。人口減少は担い手と財政を、防災・気候変動は保存環境を、法制度は参加と救済の可能性を、教育・雇用は専門知の継承を左右する。他方、文化財は、地域の歴史を可視化し、災害後の復興を支え、世代や立場の異なる人々を結び、持続可能な地域の将来像を考える資源となり得る。

調査研究を核として、保存、公開、教育、地域形成、防災、人材育成を循環させる制度を構築し、実践を重ねることが重要である。そのためには、専門家の自律的な研究を保障すると同時に、文化財の価値形成と意思決定を社会に開き、社会的関心を高めて議論を活性化することが重要である。本記録が、第26期の議論を次期へ継承し、文化財をめぐる多様な主体の対話と協働を進める手がかりとなることを期待する。